

3 新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスはわずかな間に全国各地に感染が拡大した。同年4月には全国を対象に「緊急事態宣言」が発令される事態となり、この間の小中高等学校などの休校や外出自粛等の影響によって、4月及び5月の市バス・地下鉄の利用者は、前年と比べて半数程度まで落ち込んだ。

令和3年度においては、市バス・地下鉄の乗車人数及び乗車料収入は、令和2年度に引き続き、テレワークやオンライン授業、飲食店の営業時間短縮等による外出需要の減少などの影響を受けたことにより、コロナ禍の影響をほとんど受けていない令和元年度と比較して、約2割減となっている。

令和4年度においては、通勤・通学等の日常の利用が徐々に回復してきたことに加え、外出需要が回復の兆しを見せてはいるが、依然として厳しい状況が続いており、市バス・地下鉄の乗車人数及び乗車料収入は、コロナ禍の影響をほとんど受けていない令和元年度と比較して、市バス約1.5割減、地下鉄約1割減となっている。

感染予防・拡大防止対策として、市バス・地下鉄車両について車内換気や抗ウイルスコーティングを実施したほか、バス乗務員、地下鉄運転士、駅務員等利用者と接する機会の多い職員のマスク着用の徹底、車内放送等による感染症予防対策への協力の呼びかけ、ホームページでの車内混雑状況の定期的な発信などに努めてきた。

○交通局の主な対応（◆：国や県等による対応内容）

令和2年	1月29日	バス乗務員、地下鉄運転士等について勤務中のマスク着用を開始 1月29日 バス乗務員、るーぷる仙台乗務員、営業所職員 1月30日 地下鉄運転士、駅務員
	2月3日	交通局ホームページ・Twitter、地下鉄車内放送、駅構内放送等により、咳エチケット等の感染症予防対策への協力の呼びかけを開始
	2月27日	市バス：車内の定期消毒を開始（抗ウイルスコーティング完了まで実施）
	2月29日	手指消毒用アルコールの設置開始 2月29日 地下鉄主要駅、定期券発売所、仙台駅西口バスターミナル案内所、旭ヶ丘バスターミナル、実沢・東仙台・霞の目各営業所及び白沢出張所 3月6日 るーぷる仙台車内
	3月2日	地下鉄：車内の定期消毒回数を増加（抗ウイルスコーティング完了まで実施） 高校生以下の通学定期券を最終使用日に遡って払い戻す措置を実施（以後、順次対象を拡大し、4月17日以降は、都心バス共通定期券を除くすべての定期券を対象に実施）
	3月4日	市電保存館を休館（5月18日まで）
	4月10日	市バス：窓を一部開放する等、車内換気を開始 地下鉄東西線：強制換気装置を稼働し、車内換気を開始

	4月11日	るーぷる仙台：運休（5月31日まで）
		地下鉄南北線：窓を一部開放する等，車内換気を開始
	4月15日	地下鉄：駅の窓口に透明の間仕切りを設置
		◆国が全都道府県を対象に「緊急事態宣言」（4月16日～5月14日，大阪・京都・兵庫は～5月21日，東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道は～5月25日）
	5月1日	地下鉄：毎週金曜日の最終便（増発分）を運休
	5月2日	市バス：運転席の後部座席の着座制限を開始（8月2日まで）
		地下鉄：ゴールデンウィーク期間（5月2日～6日）の運行本数を減
	5月9日	地下鉄：運行ダイヤの見直し，土曜，日曜の運行本数を減（5月31日まで）
	5月18日	市バス・地下鉄：運行ダイヤの見直し，平日の運行本数を減（5月31日まで）
		市バス：運転席付近に防護スクリーン設置を開始
	6月1日	バス・地下鉄車内で会話を控える旨の案内放送を開始（市バス：7月1日から自動放送でも案内開始）
		交通局ホームページ等で地下鉄の分散乗車の呼びかけを開始
	6月12日	地下鉄：車内混雑状況の公表を開始
	7月17日	市バス：車内混雑状況の公表を開始
	7月22日	るーぷる仙台：仙台駅前からの乗車人数を1便あたり35人を目安に制限
10月9日	市バス：車内の抗ウイルスコーティングを施工開始（11月30日完了）	
10月19日	地下鉄：車内の抗ウイルスコーティングを施工開始（12月23日完了）	
令和3年		◆宮城県・仙台市が独自の緊急事態宣言（3月18日～6月13日）
	3月23日	市バス：どこバス仙台でリアルタイム乗車人数の表示を開始
	3月26日	市電保存館を休館（5月11日まで）
	3月27日	るーぷる仙台：運休（5月14日まで）
		◆国が宮城県に「まん延防止等重点措置」適用（4月5日～5月11日）
	5月27日	市バス：換気扇が装備されていない車両で，雨の日でも窓を開けて換気が行えるように，雨除けバイザーの設置開始（6月18日完了）
		◆宮城県・仙台市が独自の緊急事態宣言（8月12日～9月30日）
		◆国が宮城県に「まん延防止等重点措置」適用（8月20日～8月26日）
		◆国が宮城県を対象に「緊急事態宣言」（8月27日～9月12日）
	8月30日	るーぷる仙台：運休（9月12日まで）
		市電保存館を休館（9月12日まで）
9月3日	不要になった定期券を最終使用日に遡って払い戻す措置を実施（都心バス共通定期券以外のすべての定期券を対象に実施）	

		◆国が宮城県に「まん延防止等重点措置」適用（9月13日～9月30日）
令和4年		◆宮城県が「みやぎBA.5対策強化宣言」（8月5日～9月30日）
		市バス・地下鉄：対策強化宣言を受けて、地下鉄駅構内や地下鉄、バス車内で感染対策の協力要請・呼びかけを実施。
		◆宮城県が「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」（11月30日～2月13日）
令和5年	3月13日	◆マスク着用に関して個人判断が基本となる 交通局におけるマスク着用に関する取扱いを一部見直し
	5月8日	◆新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行 交通局におけるコロナ対応の一部見直しの実施

※令和5年7月31日時点